



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

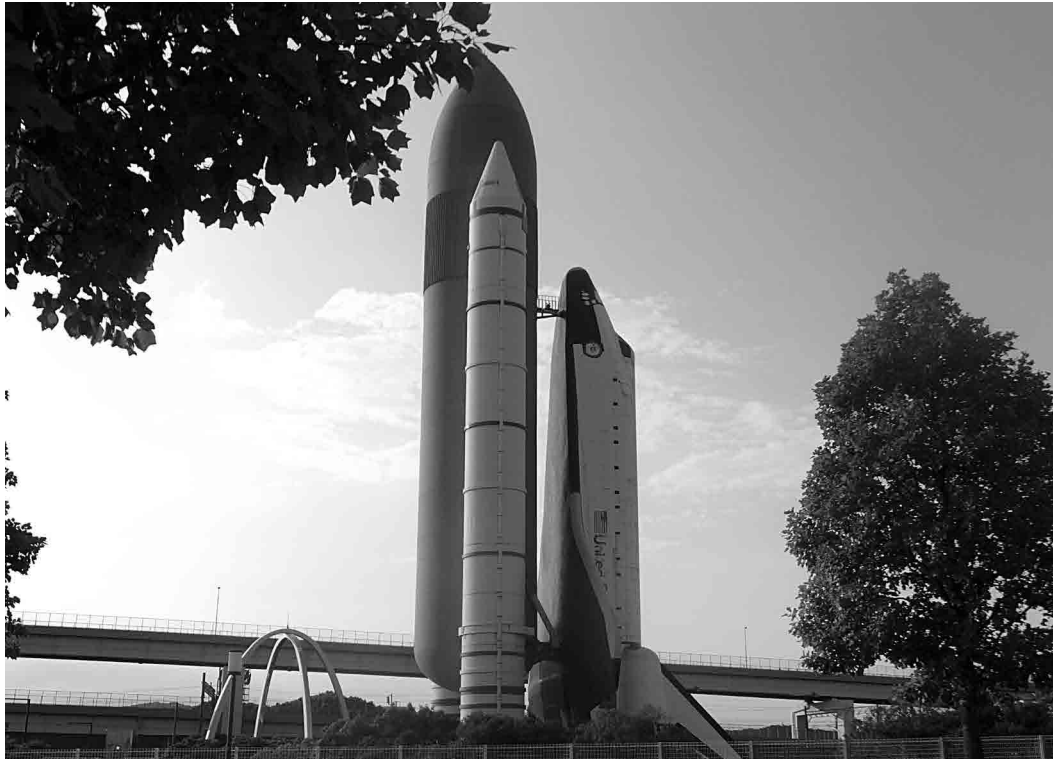
<http://zeisou.net/>

第 214 号

平成 30 年 11 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



スペースワールド

平成 2 年 4 月 22 日に開園し長年愛されてきましたが、平成 30 年 1 月 1 日の午前 2 時のカウントダウンイベントの終了をもって完全閉園しました。

シンボルマークとなっていたスペースシャトル（ディスカバリー号）の実物大模型の解体撤去も決定しており、一部移設し再利用が決まっているアトラクションはあるものの譲渡売却先の決まらないものについてはスペースシャトル同様、解体撤去となる見込みです。

今後、跡地にはイオンモールの商業施設が 2021 年にオープンする計画となっております。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

◇ そろそろ、決算・申告の準備を始めましょう！ ◇

**年一回の決算だから
まずは、決算する前に経費を再確認。
わかっているつもりでもツイツイ入れてしまうこの経費！**

① 所得税や市県民税を経費に入れていませんか？

所得税や市県民税は経費になりません。交通違反の罰金も経費になりません。
(事業税、消費税(税込経理の場合)の支払いは経費に入ります。)

② 家事使用分まで経費に入れていませんか？

自宅兼事務所における水道光熱費や固定資産税、また車や携帯電話などプライベートでの使用がある経費においてはプライベートでの使用割合(%)を経費から除外しないとはいけません。

自宅兼事務所の場合は自宅(プライベート)分と事務所(事業)分に分けないといけません、経費計上可能なものもありますので、詳しくは担当までご相談ください。

③ 10万円以上の資産の購入代金をそのまま経費に入れていませんか？

10万円以上の購入資産においては減価償却にて計算しないとできない為、基本的には全額を経費に計上することはできません。

(※青色申告者は取得価額が30万円未満であるものは少額減価償却資産として全額を経費に計上することができますが、要件がありますので、詳しくは担当までご相談ください。)

④ 事業主の薬代は経費ではなく、医療費控除の対象。

他に、生命保険料の支払いや国民健康保険、国民年金の支払い等の所得(収入-経費)から差し引かれる控除となるものは経費になりません。

※所得から差し引かれる控除となるものは、家事費です。

平成30年7月豪雨で被害を受けられた皆様へ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。

詳しい内容については、福岡国税局ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

福岡国税局ホームページ

▶▶▶ <https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm> ◀◀◀

所得から差引かれる控除を再確認しよう！

○配偶者特別控除…

平成30年度より、配偶者の所得制限が拡大され、今まで控除の対象にならなかった配偶者も対象になる場合がありますので、必ず忘れずに配偶者の給与等の源泉徴収票をお持ちください。

配偶者に保険の満期や年金保険等、別途収入がある場合は、担当者に持参する書類を確認していただきますようお願いいたします。

※配偶者の所得（収入）をきちんと把握せず控除をしていた場合、後から税務署の指摘を受け、延滞税を支払わなければならないこともありますのでご注意ください。

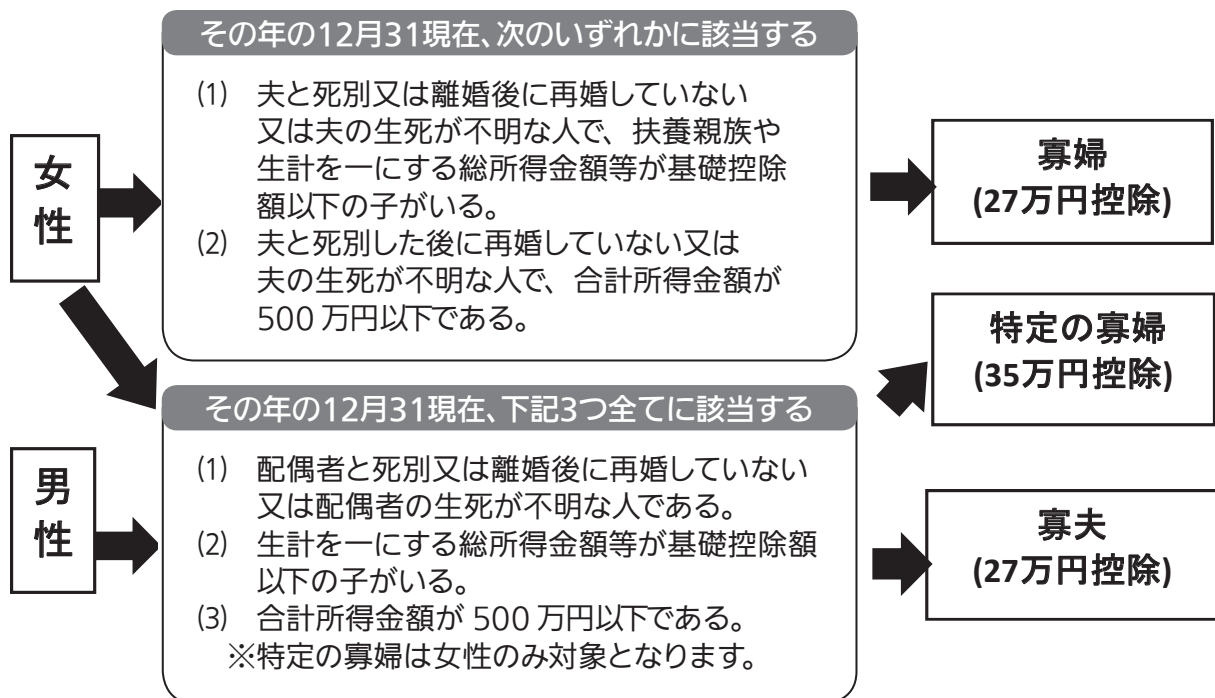
○障害者控除…

要介護の認定だけでは控除の対象にはならないのでご注意ください。「障害者手帳」や社会福祉事務所長や市長、村長等の発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

○医療費控除…

金額の合計が必要。保険金や高額医療による戻りがあった場合はその金額も必要となります。

○寡婦（寡夫）控除…



申告（決算）時に持参するものをチェック！

内 容	必要書類等	チェック欄
国民健康保険 及び後期高齢者医療保険	1～12月まで支払った領収書、又は支払いした事実がわかるもの（口座振替の場合は預金通帳等） 又は市からの納付済額のお知らせハガキ	<input type="checkbox"/> ・無
国民年金 (生計を一にする親族分も含む)	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（証明書にない現金支払いがある場合は、支払った領収書）	<input type="checkbox"/> ・無
医療費	1月1日～12月31日までに支払った領収書 (領収書の金額の合計までお願いします)	<input type="checkbox"/> ・無
小規模企業共済掛金等	払込証明書 (中途解約の場合は計算書)	<input type="checkbox"/> ・無
生命保険料	控除証明書 (無い場合は再発行)	<input type="checkbox"/> ・無
地震保険料	控除証明書 (無い場合は再発行)	<input type="checkbox"/> ・無
配偶者控除 又は配偶者特別控除	配偶者に給与収入（専従者給与を除く）・年金収入がある方は源泉徴収票。その他の収入がある場合は収入に関する書類を!!	<input type="checkbox"/> ・無
障害者控除	「障害者手帳」や社会福祉事務所長や市長村長等の発行する「障害者控除対象者認定書」	<input type="checkbox"/> ・無
寡婦（寡夫）控除	/	死別・離別
生命保険等の満期一時金 小規模企業共済等掛金の解約	生命保険の支払調書 支払決定通知書兼振込通知書	<input type="checkbox"/> ・無
生命保険の個人年金収入	個人年金の支払調書	<input type="checkbox"/> ・無
給与・公的年金収入	源泉徴収票 (給与明細書・年金通知書は不可)	<input type="checkbox"/> ・無
住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書 (2年目より)	銀行又は住宅公庫等が発行のもの (請求する必要がある銀行もある。)	<input type="checkbox"/> ・無

申告時に必要な書類はきちんと保管しておきましょう。
書類をなくした場合は、年内に早めの再発行を!!
必要な書類が分からない場合も早めに担当までご連絡ください。